

議案第42号

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月22日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（平成11年法律第156号）」を削る。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

第11条第1項第4号中「第16条の2」を「第17条」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条第2項及び第3項、附則第3条の4第5項第2号及び第6項、第4条第7項第2号及び第8項並びに別表の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下この項において「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。